（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第四十五条　法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

［一～三　略］

四　当該事業年度開始の日における法第七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を記載した書類

（事業年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類）

第四十六条　法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は法第五条第十三号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）

二　次に掲げる運営組織に関する重要な事項について記載した書類

イ　社員その他の構成員（公益社団法人に限る。）の数その他の状況

ロ　評議員（公益財団法人に限る。）、理事及び監事の数その他の状況

ハ　理事等の当該事業年度に係る役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価（当該理事等が当該公益法人の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価を含む。）として公益法人から受ける財産上の利益の合計額が二千万円を超える者が存する場合には当該額及びその必要の理由

ニ　会計監査人の有無及び設置している場合にあってはその氏名又は名称

ホ　職員の数その他の状況

ヘ　社員総会、評議員会及び理事会の開催年月日及び主な決議事項等情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況

ト　事業・組織の体系（複数の事業又は組織がある場合に限る。）

チ　次に掲げる事業活動に関する重要な事項について記載した書類

三　寄附を受けた財産の額

イ　金融資産の運用収入の額

ロ　資産、負債及び期末純資産の額

ハ　他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第六条で定める財産についての保有の有無

ニ　関連当事者との取引に関する事項及びその明細

ホ　中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

ヘ　海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

四　公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

五　使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

六　公益充実資金について第二十三条第一項第二号に掲げる事項を記載した書類

七　公益目的事業継続予備財産について第三十七条第一項に規定する限度額及びその算定根拠並びに同条第二項に規定する保有する理由を記載した書類

八　特定費用準備資金について第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置を講じられるべき事項を記載した書類

九　資産取得資金について第三十六条第四項において読み替えて準用する第三十一条第三項第五号の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類

十　指定寄附資金について第三十六条第五項の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類

（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第二十七条　法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に掲げる書類とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

（事業年度経過後三箇月以内に作成し備え置くべき書類）

第二十八条　法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は法第五条第十二号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。）

二　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］